

## 第4回日野町議会定例会会議録

平成27年9月28日(第4日)

開会 9時31分

閉会 11時38分

### 1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	沢田友男
教育次長	古道清	総務課長	池内俊宏
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	橋本敦夫	福祉課長	壁田文
介護支援課長	夏原英男	農林課長	門坂俊男
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	中井宣夫	生涯学習課長	山本和宏
学校教育課長	高橋正一	会計管理者	川東昭男

### 4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議第 5 4 号から議第 5 8 号まで、および議第 6 8 号から議第 6 9 号まで（日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報提供に関する条例の制定についてほか 6 件）ならびに請願第 3 号（国に対し「所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書）について

[委員長報告・質疑・討論・採決]

- 〃 2 議第 7 1 号 日野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 〃 3 議員派遣について
- 〃 4 委員会の閉会中の継続審査・調査について

## 会議の概要

－開会 9時31分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第54号から議第58号まで、および議第68号から議第69号まで（日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の制定についてほか6件）ならびに請願第3号（国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書）について一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

また、産業建設常任委員長よりは諸般の報告を求めます。

総務常任委員長 5番、谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 皆さん、おはようございます。それでは、平成27年第4回9月定例会の総務常任委員会の委員長報告をいたします。

去る9月17日午前8時56分より、第1、2委員会室において開催いたしました。出席者は委員全員、執行側より藤澤町長をはじめ関係職員の出席のもと、町長の挨拶をいただきました。

はじめに、委員長から本委員会に付託されました案件について、委員会の審査は案件ごとに行い、議案の説明については議員全員協議会において既に受けておりますので、直ちに質疑に入り、全案件の質疑終了後に一括に討論を行い、その後採決を行う旨諮り、承諾を得ました。

9時、議第54号、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、条例については全国的にも制定されている。日野町独自の利用範囲は。また、利用範囲の変更があるたびに条例改正をするのか。

企画振興課長より、日野町独自で利用範囲を定めているものは別表1、2に掲げている。主に福祉関係が多い。今回条例で定めている以外のことをする場合は、条例の改定をすることになる。

委員より、条例は1月1日から施行されるが、これに伴うシステム変更等がある。

対応はどうなっているのか。1月1日以降の対応になるのか。

総務課参事より、番号制度に係るシステムの改修は、昨年度、今年度、来年度にわたりそれぞれの補助金を受けながら改修をしている。システムの改修については、総務省と厚生労働省がそれぞれの補助金を受けながら改修を行うことで、計画どおりに進めている。総務省の改修については、平成26年度と今年度で進めており、厚生労働省の改修については、平成26年度に細部が定まらなかったことから繰り越しとなり、平成27年度の前期で対応、27年度分については、27年度後期で対応、厚生労働省については、平成28年度にも改修が必要となることから、改修は3ヵ年となっている。帳票類やネットワークの接続については、各年度において改修をする。現在のところは順調に改修を進めている。

委員より、順次改修等を進めることで理解し、法人にも番号をつける。個人の法人も含まれるのか。

税務課参事より、町の法人町民税を納めていただいている法人で登録されている法人や一般的な町の事業者、地方公共団体等の法人については、国税庁から13桁の法人番号を配布される。個人の事業者は別である。

委員より、いずれマイナンバーカードが配布されるが、住基ネットカードの普及はどの程度か。住基ネットカードは廃止になるのか。住民が申請すればカードはもらえるが、申請しなければもらえない。しかし、行政はそれぞれの番号を持っているので、不安を持っている。

住民課長より、住基カードの発行枚数は353枚とさほど多くの人が持っておられるわけではない。新しく交付される個人番号カードを申請された場合、住基ネットカードと引きかえとする。申請されない場合は、住基カードも有効期限まで使用できるため、申請されるかは本人の判断と考えます。

委員より、住基ネットカードの有効期限や更新を必要とするのか。

住民課長より、原則10年間有効。12月4日以降は新たな住基ネットカードの発行はせず、個人番号カードの申請をお願いすることになっている。

9時10分、質疑終了。

次に、議第55号、日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、住基ネットカードは発行に500円必要だが、マイナンバーカードについては無料、以後再発行する場合は500円、800円必要になる解釈でよいのか。

住民課長より、今回のカードについては、初回は国が負担となっていて、紛失により再発行する場合は手数料として500円なり800円が必要となる。初回無料というのは国の方針だと考えている。

委員より、申請手続について、本人以外の手続等の規定はあるのか。本人以外で

はできないのか。また、新生児の場合はいつ発行されるのか。

住民課長より、個人番号カード申請にあっては、利用される方が申請するので、必ずしも小さい子どもまで必要がないと考える。日野町においては、11月10日以降に通知カードが届く。それに番号が記載されているので、慎重に管理をし、申請する方については、納税申告がネットででき、来年7月からコンビニで住民票等の交付を予定している。身分証明としても使える。申請にあたり15歳以下の方については法定代理人の承諾が必要。本人確認は、顔認識システムの導入については、今後検討する。新生児については、出生ときに番号はつくが、通知カードについては届け出後、後日送付。

委員より、消費税還付について、15歳以下の子どもがコンビニ等で買い物をした場合は反映できないのか。

企画振興課長より、消費税還付について使用するには多くの課題があり、現在議論されている。ただ、個人カードでないとサービスが受けられない場合は、15歳未満であっても保護者が申請し、対応する。消費税還付についてのハードルはかなり高いと思うが、そこまでの研究はできていない。

委員より、15歳以下は個人番号の申請はできないのか。代理申請はできるのか。

住民課長より、15歳以下でも申請はできる。申請については、法定代理人の承諾が必要となる。

委員より、10月からの施行に対して、日野町は11月10日から11月末に通知カードを送付されるが、遅れた理由は何か。また、個人番号は来年1月から発行となるが、日野町は対応できるのか。通知カードは簡易書留で対応とのことだが、郵便受け取りがない場合はどうするのか。2ヵ月を過ぎると廃棄するような記事が新聞であったが、日野町では2ヵ月を過ぎても受け取りはできるのか。それを過ぎると再発行となるのか。

住民課長より、通知カードは、日野町では11月10日ごろから11月末にかけて郵便局から簡易書留で配達となる予定です。遅れるのはカードの印刷、郵便事情と考えます。簡易書留については、郵便局が配達確認をとられるので確実に配達はできる。留守の場合は、配達した旨の通知を投函し、1週間、郵便局で留め置きし、窓口にて対応する。留置期間が終了したものについては、役場に返送され、原則3ヵ月、町で保管する。返却された郵便物については、役場よりそれぞれに通知をする。申請後、発行までの期間ですが、全国的に数が多いと想定されることから、1月末に全て対応することは困難と思われる。個人番号カードの発行は、確実に本人の確認をした上で、直接お渡しすることとなる。

委員より、マイナンバーを使用するにあたって、個人情報保護条例の改定も必要と思われるが、現状の取り組みの状況はどうか。

企画振興課長より、個人情報保護条例については、昨年12月議会で、特定個人情報として番号制度に係る個人情報について改正をしている。基本的には個人情報の審査会において、特定個人情報も同様に審査することを規定している。特定個人情報についても通常どおり対応していく。

9時35分、質疑終了。

次に、議第69号、日野町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、鎌掛幼稚園の廃園にあたり、教育委員会として何かセレモニー的なことを予定しているのか。駐車場について、安全面からも対象が1歳、2歳児なので、園舎に近い方が望ましいが、隣接するプールや調理室のある部分も含めて検討したのか。園児数の少ない幼稚園があるが、幼稚園での複式学級は行っているのか。

学校課長より、鎌掛幼稚園としての歴史を閉じることに對するセレモニー等は現時点では考えていない。地域や保護者と相談していく。駐車場については、現在幼稚園駐車場として借用しているところを考えている。駐車場を園の中で安全な場所については、旧小学校校舎を含んだ中で考える必要があることから、現時点では現在の駐車場を借用と考える。複式学級について、保育活動の内容によっては異年齢のクラスで合同の保育を行っているが、基本的には複式学級を行っていない。今後、複式学級が望ましいとなれば検討する。

委員より、地元説明会をされ、説明会に臨んだスタンスはどうだったのか。地元議員もこの問題は賛否をとるものではないと言われるが、町もこのスタンスで臨んだのか。

教育次長より、8月に保護者と地域の皆様で2回会議を開催し、内容は現状の説明と説明懇談で、基本的には賛否をとらない考え方で、現在の理解と町の考えを説明し、その中で総合的に判断していくと会議した。

委員より、本来は廃止の協議、後に再利用の話となるが、今回は幼稚園を保育所にと協議され、住民の意見はどうだったのか。幼稚園の閉園にするなら保育所と説明か、保育所にしたいので閉園と説明か、流れとして廃園とせざるを得ない。だから、待機児童をゼロにしたいので協力を願ったのでないか。

教育次長より、話の方向性は鎌掛分園の状況、町内全体の幼稚園、保育園の保育ニーズの状況、今後の鎌掛分園の入園園児の推移状況等の中で判断し、廃園の方向を出し、あわせて保育所での保育ニーズが高まり、鎌掛分園の有効活用と話をし、状況をご理解お願ひしたいという思いで説明した。説明の中で、保育ニーズの高い感触を受け、会場からは単に待機児童の解決だけの話ではなく、日野町から待機児童を出さない観点から鎌掛分園を捉まえてほしいと意見も出た。

委員より、説明では住民の意見を十分反映したことにはならないと思う。今後、

小学校等で統合の問題が起こったとき、地元の賛否はどうかと話も想定される。賛否をとらない、そのとき、行政判断で進めるのであれば理解ができるが、逆に地元の賛否でもとあり得る。そのためにも、町のスタンスをしっかりと押さえておくべきと考えるが、教育長はどうか。

教育長より、就任時に鎌掛分園の現状から、集団としての人数の確保は難しいと感じていた。学校や園は地域の心の拠所的なものであり、簡単に統廃合でなく、施設の有効利用ができないかと思っていた。その中で、待機児童が増え、今後保育ニーズが高まること、待機児童の解決が必要。保育の質の向上を考え、よりよい教育、保育の形をつくると考え、町内全体の保育を進める中で、鎌掛幼稚園を保育所の施設に生かし、住民の方にも一定の理解が得られたと考える。

委員より、小学校のときも、町の方針として進めた方が地元はやりやすい。行政としての方針を出さないと地元が苦しむ。小学校のときも保護者の考え、地元住民の思いを整理するのに5年を要した。幼稚園の場合は、教育委員会の説明で数字を出され、その実態に何も言えない状況の中、幼稚園を残すとか、保育園にという話は出なかった。子どもの施設を残す思いは一致した。そこで保育所の話があり、うかかみ合った。行政が押しつけてはならないし、もっと時間をかけて対応すべきと感じた。

委員より、駐車場について、地元の方も使用することだが、町として管理するのか。保育所の教員は何名。隣接するプールの管理状況、今後の利用計画等はあるのか。

教育課長より、駐車場は地元で管理されるから、町は考えない。プールについては、水泳をするためとしては管理していない状況。現状はフェンスが囲ってあるから、直接プールには行けない。

福祉課長より、保育士の定数は5人必要。入所人数で変わる。

委員より、駐車場で事故が起きた場合は、一切関与しないのか。プールを駐車場に整備するとか。

学校教育課長より、基本的には運転手の責任。管理者がある場合は別。駐車場を利用する個人の責任と考える。園に近いところでの整備は必要。地域と相談しながら考えていく。現状のプールは防火水槽ではない。

委員より、地元は1年かけて協議したが、駐車場等の問題にしてももう少し時間をかけ、検討すべきだ。待機児童解決も大切だが、しっかりと準備ができていないように思う。日野のよいところも大事にし、総合的な施策が必要。これからでも遅くないので、問題点も想定しながら対応されることを望む。

10時12分、質疑終了し、各案一括で討論に入りました。討論はなく終了し、採決に入り、議第54号、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の制定についてほか2件について一括採決し、全員賛成で可決決定しました。

10時14分、町長の挨拶をいただき、10時15分、暫時休憩に入りました。

ここで執行部側は退席をいただきました。

10時30分、再開。本委員会に付託がありました請願第3号、国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員の趣旨説明の前に税務課参事より所得税法を知るため出席を求め、委員の同意をもらい、説明いただき、紹介議員より趣旨説明を受け、質疑に入りました。

委員より、日野町の青色申告と白色申告の件数状況はどうか。

税務課参事より、住民税全体で税額ゼロ円の方も含み、1万8,609人で、そのうちの還付申請なども含む確定申告は4,152人、その中で事業所得者が1,737人、これは兼業も含みます。内訳は青色が940人で54.1パーセント、白色が797人で45.9パーセントとなっています。

委員より、57条の説明を受けたが、青色と白色の違いをもう少し詳しく説明を。

税務課参事より、青と白の大きな違いは、白色については配偶者なり家族に係る必要経費の限度額が決められている。青色の場合は、一定の記帳と帳簿類の保存を求められ、家族への給与も必要経費として算入、さらに10万円および複式簿記、決算書の提出に伴い65万円の特別控除があり、青色の方が有利。平成26年1月から、白色でも記帳と帳簿類の保存が必要で、白色と青色の差が少なくなりました。

委員より、日本の税制度は家制度が残っているから、家計も商売も一緒である。それが見直されて今の税制となった。青色申告により、帳簿の整理をすることで家族の経費等は免除となる。現在は白色申告も帳簿の整理が必要。事務的に内容の差が縮まる。56条は個人事業主が全て青色になると、56条は自然と不要となる。

委員より、平成26年度の改正で、徴収する側とするとどちらがいいのか。

税務課参事より、法に基づき正確に業務を行う。青色申告か白色申告かは個人の判断。

委員より、白色申告者797名の中には兼業農家も含まれるのか。

税務課参事より、農業についても事業ですので、青色申告も白色申告も含まれます。

委員より、白色申告で赤字決算となる件数は分かるのか。

税務課参事より、そこまでは分析していません。

10時56分、質疑終了し、討論に入り、賛成の立場で討論され、ほかに討論なしで採決に入り、議第3号、国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について採決し、賛成少数により、請願第3号は不採択と決しました。

委員長の責任において委員会報告を行う旨諮り、承諾を受けました。

11時、総務常任委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、産業建設常任委員長 9番、富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** それでは、平成27年第4回9月定例会産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

去る9月17日午後1時56分より、第2委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員全員と杉浦議長、執行側から藤澤町長をはじめ、平尾副町長、沢田総務政策主監、そこへ商工観光課、建設計画課、農林課の各関係者の出席のもと、町長および議長の挨拶を受け、本委員会には付託案件がございませんでしたので、去る8月26日に開催されました日野町内の主要立地企業、事業所代表者と日野町長との懇談会での要望事項についてを議題に調査、研究を行いました。

はじめに、商工観光課長から会議に出ました要望事項と提示資料の説明を受け、質疑に入りました。提示資料は第二工業団地の路線図と道路の現況写真であります。

委員より、中国人の方の自転車通勤をよく見かけるが、自転車に乗るマナーが悪いと思う。工業団地に入ってから安全確保は指導されているのか。日本人の方の自転車通勤はあるのか。自転車に対する交通ルールが変わりましたので、そういった指導をされているのか。

商工観光課長より、工業団地へ勤務している外国人は、中国のほかベトナムなど、いろいろな国から来られておられます。各企業においては、自転車通勤者への交通安全指導として、ヘルメットの着用や1列縦隊での運転などを指導されています。日本人の自転車通勤者はおられません。また、工業団地へ勤務されている外国人157人のうち、64名が自転車通勤です。通勤時間帯は、出勤が午前6時から10時までの4時間、帰りが午後6時から10時の間であり、警察からこの時間帯に限り国道307号の信号機を定周期信号機に切りかえると聞いております。

委員より、平成28年度に工業団地進入路は全面補修をするとのことですが、補修ではなく、路盤から改修する必要があるのではないかと。

建設計画課長より、補修の箇所は、佐川印刷前の信号からダイハツメタルがある交差点までの町道北脇柚線で、延長は約400メートルとなります。補修の方法については、今年度において土質調査を実施し、断面構成を検討して、来年度以降に実施する計画をしています。

委員より、8月27日から中部清掃組合の議会があり、工業団地の道路を通行したが、走行中は補修材などでがたがたする。全面的な対応は400メートルだけであるが、町道北脇柚線、清水運送からセブンイレブンに出る工業団地4号線を含むメインとなる道路も全面的に改修をしていただきたいと思います。国道307号線の北脇の信号

あたり、コンビニまでは歩道があるが、ここから先に歩道がなく、危険であります。工業団地への通勤だけでなく、高校生の通学のためにも歩道の設置を県、国へ要望するようにお願いしたい。

建設計画課長より、国道から北脇柚線へ入る道のパッチング補修を行ったが、大分うねっているような道路の舗装状況であり、大型車両がブレーキをかけることで舗装がたわむ症状が見えており、そのようなことがないような方法を考えています。社会資本整備交付金で対応するため、その範囲内で十分な対応をと思っています。また、メーンと言われる工業団地4号線、5号線については、白線は消えかかっていますが、道路舗装面は大丈夫であると判断しています。国道307号線の東近江地先への歩道の設置については、町村会を通じて県に要望を行っていきます。

委員より、工業団地内の速度を抑制したり、またドライバーに注意喚起するため、波打った道路にしたり、ラインによりドライバーにかたかたと振動を伝えるなど工夫してあるところを見かける。そういった工夫をすることはできないものですか。

建設計画課長より、横断的なラインによる工法については現在のところ計画はしていませんが、現場状況を見ながら判断をさせていただきたいと思います。

委員より、竜王の工業団地では造成工事は県がされ、周辺整備は地元負担となり、5年間で35億円投入をしなければならないと聞いている。工業団地の周辺整備、メンテナンスは当然ついてくるものであり、計画的にお願いしたいと思います。道路の路盤工については、普通の町道よりも厚みは、ダンプカーの通行量などから特別な対応がされているのか教えてほしい。

建設計画課長より、町道北脇柚線の工業団地内は、その点も十分に考えて、路盤改良など土質調査結果に基づき、新しい工法も含めて考えていきたいと思います。

委員より、全面補修について、町道北脇柚線の国道307号線から400メートルと言われましたが、工業団地5号線との交差点も道路が損傷していると思う。また、工業団地内の道路の総延長はどれだけですか。

建設計画課長より、307号線から次の交差点まで約400メートルであり、交差点部分も解消できるように考えております。また、道路の総延長は約4キロメートルでございます。

議長より、町道北脇柚線については400メートルを社会資本整備されるが、例えば舗装工事で切削、オーバーレイであれば、切削した段階で仮ラインを引き、その後に正式なラインを引く工程となる。下水道工事の本復旧においても、必ずラインまで施工しなさいと指導される。写真の佐川印刷前の補修について、行政が施工する場合はラインがない状態であり、対応できていない。工業団地の会議に参加すると、たびたび道路の問題を聞きます。月1回の定例会に商工観光課長が出席されているのであれば、その都度に担当課および町長または副町長へ状況を伝えるべきである。

それから、道路以外の獣害対策の問題など要望されておられたが、それらのことも報告をして下さい。

商工観光課長より、月1回の定例会での要望については担当課に伝えています。今回は道路問題を重点的に報告させていただきましたが、そのほかの案件についても報告をさせていただきます。

1つ、猿、鹿などの獣害については、企業においてアンケートをとられ、通勤途中の鹿などの事故は5年間で20件程度あると聞いています。対策として、工業団地の中で発砲はできず、有効な手段がないのが現状です。企業協議会では、捕獲用のおりを設置いただき、仕掛けから捕獲後の処理までは狩猟免許をお持ちの地元の協力を得て対応できないかなどを提案させていただきましたが、具体的な対策までは至っていない状況です。

1つ、307号線の融雪装置については、水が出ていないと聞き、県土木へ確認したところ、日野町側は東近江側と同時に水は出ていると返事はもらっています。

1つ、ガードレールの汚い箇所について、掃除をしてほしいと要望がありました。

建設計画課長より、ラインの復旧については、パッチング後に行うこととしており、確実に白線を引くこととします。

建設計画課参事より、布引峠における冬季の融雪の回数について、日野町側が少ないのではないかという件につきましては、東近江土木事務所に問い合わせをしており、昨年の実績においては日野町側も東近江側も同じ回数です。散水については井戸水を使用しており、散水時間に制限があります。また、凍結など気象条件を考慮しながら行っている状況です。

議長より、今の融雪の関連ですが、国道307号線の大谷の部分が規定より道路勾配が急であり、その融雪対策は陳情などされていますか。雪が降ると、大谷の勾配が急であり、渋滞し、工業団地へ搬入される車両や通勤者も困っておられる。以前に要望したときは、水が確保できないとの話であった。そういうことも視野に入れ、土木への要望事項として下さい。

建設計画課長より、この件については、県土木と相談したいと思います。

委員より、この写真を見る限りですが、カーブミラー設置の要望はありませんでしたか。また、工業団地6号線にはガードレールがないが、設置する基準はないのですか。

商工観光課長より、カーブミラーおよび街路灯については、企業協議会において整備されています。

建設計画課長より、ガードレールについては、一定の設置基準がございます。当初の施工状況や現場などを確認して検討します。

委員長より、工業団地を囲う獣害防止柵は設置されているのか。

商工観光課長より、工業団地の周囲には柵は設置されていません。よって、山側から工業団地内に鹿などが入ってきます。この鹿などが道路に飛び出して通勤時の事故となるので、敷地の中におりを仕掛けて、捕獲してはどうかと提案したところ  
です。

委員長より、土山の黒川地先では、鹿と猿とに対応する柵を県の補助で施行を  
されました。3メートル柵でプラス上部に電気柵で鹿と猿とをとめると。3メートル  
柵だけでは猿は無理です。また、鹿はおりにかかるのか。町なり、県なりの補助は  
あるのか。

農林課長より、農林課では農地や山林での獣害対策として取り組みをしておりま  
す。対象が工業団地となれば、農林省の事業等の対象とはなりません。技術的な相  
談などはお答えしております。鹿をおりで捕獲する件については難しいところであ  
るが、集落で取り組みされているところはあります。

商工観光課長より、工業団地全体で柵を囲うことは困難であり、道路を仕切るこ  
ともできませんので、なかなか手が打てないのが現状です。

議長より、ブルーメの丘から要望が出ておりました将来的な開発について、接続  
する道路が農道であり、開発の許可が得られないことがあるようです。都市計画法  
では、開発は4メートル以上の道路があればできると解釈しておりますが、農道は  
対象外であるかどうか調べ、もし農道が対象外ならば、例えば西大路の信号から一  
部を町道にするなど対応してはどうか。

建設計画課長より、この件については、ブルーメの丘と具体的な内容も含めて相  
談させていただきたいと思います。また、町の重要な観光施設でもあり、町として  
支援させていただきます。

委員より、工業団地7号線のダイハツメタルの付近の写真が、車が前進で駐車さ  
れているが、このあたりは会社内に車がとめられないのか。

商工観光課長より、写真の11番、ダイハツメタル付近に車を駐車しているのは、  
日本ファスナーの敷地内に駐車されています。

委員より、第二工業団地は、町としての長期改修計画の期間は終わっているのか。  
あるいは単年度主義なので、そういったものはないのか。

建設計画課長より、国費で対応する町道北脇柚線など、主要は道路については計  
画的に国費を充てて対応していますが、そのほかの一般的な町道は維持補修で対応  
しています。

委員より、写真10番のような道路の草刈りは町でされるのか。企業でされている  
のか。もしそうならば、補助金は出しているのか。

商工観光課長より、第二工業団地内の町道は町の施設ではありますが、工業団地  
との管理協定により、草刈りは企業でお願いをしています。また、補助金はありま

せん。

ほかに質疑なく、以上で本委員会での調査、研究を終了し、午後2時58分、町長の挨拶をいただき、委員会を閉会いたしました。

これで、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、厚生常任委員長 12番、池元法子君。

**12番（池元法子君）** それでは、平成27年第4回9月定例会における厚生常任委員会の委員長報告を行います。

平成27年9月16日水曜日14時から、委員会室において、執行側より藤澤町長、平尾副町長、沢田総務政策主監をはじめ、各担当課職員と議長、厚生常任委員8人全員出席のもと、開催をいたしました。

町長、議長挨拶の後、本委員会に付託されました案件ごとに審査に入りました。

まず、議第57号、平成27年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑に入り、委員より、連合会負担金18万9,000円の増額の理由、償還金2,528万7,000円の内容と内訳についての質問が出され、当局より、連合会負担金は法改正に伴う国民健康保険情報データベースのバージョンアップのための負担金の増である。償還金は、交付額確定に伴う療養給付費交付金等の精算で、26年度精算分を支払うための増額であり、内訳は療養給付費2,467万9,000円、特定健康保険診査保健指導にかかわる負担金60万8,000円であるとの答弁がされ、続いて、委員より、国保会計の平成27年度予算は、前年度比で286万円増しとなっているが、平成28年度予算の見込みはどうかとの質問に、当局より、平成27年度予算は、4,800万円の基金取り崩しを行い、予算組みをした。国費の拡充で2,100万円が手当され、今年度は回れると考えている。しかし、平成28年度予算編成に向けては厳しいと予測している。平成30年度からは財政運営の主体が県へと移行されるので、平成30年度からの県組織への納付額がどのようになるのかも考えながら、28・29年度の予算の研究をしていきたいとの答弁があり、委員より、国民健康保険料は高額となっており、これ以上の負担を住民に求めていくことは厳しいと考える。国保財政の健全な運営に努力されたいとの意見が述べられました。

他に質疑なく、次に、議第58号、平成27年度日野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑に入りました。

委員より、介護保険制度改正に伴うシステム改修について増額補正されるが、どのような改修内容か。また、介護保険特別会計の財政状況の見通しはどうかとの質問に、当局より、今回のシステム改修の主な内容は、介護サービスを受けている人で一定以上の所得のある方の利用者負担割合が1割から2割負担となること、高額介護サービス費の月額の上限が一定以上の所得のある方は3万7,200円が4万4,400円に引き上げられたこと、特別養護老人ホームなどの入所者で住民税非課税世帯で

食費、居住費の軽減に係る基準が世帯分離している配偶者を含め、配偶者の所得や預貯金の状況を加味することなどについて改修するものです。また、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画を策定し、計画に基づき事業を進めているところ、介護保険料の月額基準額も第5期の4,500円から第6期では5,350円との負担増となり、事業費も増える方向にあるが、必要なサービスなどの提供、また介護予防を進めながら、適宜計画を進めていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、一定所得以上は2割の負担になるが、該当者は何人か。また、そのことで問い合わせはなかったかとの質問に、当局より、認定者1,064人に対し、2割負担となる方は57名であり、また負担割合証を送付したのが7月15日であり、8月からの利用分から2割となり、施設からの請求はこれからという段階であるので、現時点では負担割合が2割になることの問い合わせはないとの答弁があり、また委員より、一般管理費の22万1,000円の増額内容と償還金および還付加算金の内容を問う質疑が出され、当局より、介護保険制度システムの改修に係る委託について、当初予算は昨年11月の予算見積もりにおいて計上していたが、改修内容の精査・改修等により増額となり、一般管理費の委託料において、予算の範囲内で5月に契約をした。補正については、10月以降契約予定のマイナンバー制度に伴うシステム改修費用が不足するため、増額となった差額分について補正予算で計上したものである。また、償還金および還付加算金については、国、県、支払基金からの介護給付費負担金等として概算交付を受けており、今年度において、収入済額と実績額との差額分を精算し、国等へ返還する分の見込みであるとの答弁がありました。

他に質疑なく、次に、議第68号、日野町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に移りました。

委員より、1、2歳保育を始めるということだが、そのことについての対応保育士の状況と3歳児はあおぞら園に行くことになるのか。また、保育時間が18時を過ぎても保護者が迎えに来られない場合の対応について、また短時間保育について、16時までの保育園児童数はどうかとの質問に、当局より、3歳児はあおぞら園に行ってください。16時までの短時間保育該当者は6名である。また1、2歳児保育については、保育士定数は5人の配置が必要であり、協議を進めている。仕事等の関係で18時を過ぎても保護者が迎えに来られない場合は、保護者には電話で連絡してもらい、迎えがあるまで適切に対応させていただいている。

また、委員より、鎌掛分園の駐車場について使用料はどうしているのか。他の園の状況はとの質問に、当局より、以前より使用料の支払いはしていない。他の園については、施設敷地内にあるとの答弁があり、また委員より、幼稚園から保育園になることで、施設改修は必要なのか。また、その予算はとの質問に対し、当局は小さな子のトイレ、給食用配膳室、その他必要となる。改修内容予算は検討中である

との答弁がされました。

そのほかに、意見として3歳児までの保護者による保育の大切さについて、また待機児童を解消するためには、待機児童をゼロにする方向ではなく、なくすという目標を明確にすべきである、また、ファミリーサポート体制について、そして、鎌掛分園の位置的な関係から、保育時間の対応について柔軟な対応を望む等の意見が出されました。

他に質疑なく、質疑を終了し、討論もなく、議第57号、議第58号、議第68号について一括採決を行い、全員賛成で全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

14時52分、本会議に付託されました案件は全て審査を終了し、閉会をいたしました。

これで、厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、予算特別委員長 13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、予算特別委員会の報告をさせていただきます。

9月16日午前9時より、委員会室におきまして、予算特別委員会を開会し、9月議会に提案されました平成27年度一般会計補正予算1億5,656万1,000円の審議を行いました。出席議員は全員であり、また、町執行側より町長、副町長、教育長をはじめ、総務政策主監、教育次長、関係課長、担当職員が出席いたしました。

まず最初に、一般会計の補正予算のうち、歳入、総務費、民生費、農林水産業費、消防費について、担当課より説明を受け、直ちに質疑に入りました。

歳入では、委員より、地方交付税が8,500万円増えた要因はの質問に対して、普通交付税については基準財政需要額において、今年度から算定となった人口減少特別対策事業で約1億3,000万円増となったことが主な要因であると答弁がありました。

総務費では、委員より、公用車管理事業の公用車購入と修繕との関係についての問いに対して、町側より、14年経過した公用車を車検に出したが、排ガス濃度の基準値が満たされず、車検が通らず買いかえとなった。また、その業者への経費や他の公用車の修繕費を補正したものであると答弁。

地方創生交付金事業に関して、委員より、空き家定住促進助成金はどのような補助金か。移住者に対して一定期間家賃補助はどうかの問いに対して、答弁として、空き家に入居される場合の修繕補助であり、住宅リフォーム制度に準じて補助率10分の1の30万円限度です。家賃補助については移住者の意見も聞き、検討していく。

委員より、空き家の調査内容と調査期限はいつまでかの質問に対して、調査項目は3点で、空き家の所在確認、空き家の外観確認、空き家の状況聞き取りである。調査は500ヵ所程度であり、期限は年度末としているとの答弁。

委員より、空き地を求めて新築される方もある。そういうところにも目を向けてほしいとの意見に対して、総合戦略では、空き地、遊休地の利用活用も施策として

上げている。空き地の情報提供も検討していきたい。

委員より、地方創生交付金での臨時職員3名はどのようなことをなされるのかに  
対して、町側は、臨時職員は、移住・定住支援対応マニュアルなどの整理に1人、  
ファミリーサポートの立ち上げのために1人、空き家調査の整理などに1人である  
との答弁でした。

その他の項目では、委員より、不注意による損害賠償が発生していることへの注  
意の喚起を求める意見や、ホームページの改善として観光面をもっと発信できるよ  
うに、また、交通安全施設策のガードレールや街灯設置のLED化への対応、婚  
活事業、町税の還付金、観光パンフレットの活用、さらには財産管理の交番用地購  
入に対して、売り主への税制への配慮や、旧消防署の跡地整備のあり方についての  
要望意見などが出されました。

10時40分、暫時休憩をとりながら、10時55分より、商工費、土木費、教育費の審  
議に移りました。

冒頭、先の台風18号の被害状況ならびに鳥居平などに出された避難準備情報、避  
難勧告での徹底や、防災行政無線に関する質問が委員より出されました。町当局よ  
り、9月15日現在、町道4カ所、水路2カ所、一般10カ所、床下浸水1カ所である。  
町道に係る被災箇所は道路維持補修で対応する。里道等は土木工事補助で対応した  
い。河川は県の災害復旧工事で対応されると聞いている。避難準備情報や勧告を出  
した場合は、公民館を避難収容所として開設し、区長さんに連絡している。公民館  
への避難が無理な場合、安全な場所への避難が大切であり、どこに一時的に避難す  
るかなど共助の立場で地域で話し合いをお願いしている。防災行政無線は、中継基  
地がいくつも必要となり、8億円余りと高額な設置費用となる。防災ラジオでも30  
年利用すると5億円程度経費が必要となり、県下の市町でも経費面がネックとなり、  
踏み切れない状況である。なお、現在国では、町が避難情報などを出した場合、県  
の防災システムに情報を入力すると、県を通じてテレビ、ラジオの報道機関に自動  
的に情報が流れることとなっており、NHKではデータ放送で開設状況が表示され  
ることとなっている。民放へも広げるよう要請されており、テレビを見ていただ  
ければ、「日野め〜る」を登録されていない方でも情報を確認していただけるよう  
なっていると答弁がありました。

また、委員より、幼稚園、小学校、中学校の修繕費用について、修繕費の補正で  
はあるが、当初予算に計画的に計上されるべきではないかとの意見に対して、町当  
局は、当初の予算では、財政調整基金を取り崩さなければ編成できない厳しい状  
況のもとで、緊急なもの以外は計上できない状況である。今回の補正で、繰越金や交  
付金が見込め、財政調整基金も繰り戻しができたことから、修繕費も一定の補正予  
算が計上できたものであると回答。

委員より、日野小のトイレ、扉、換気窓など、一部修繕が必要と感じているが、現場を把握しているのかの質問に対して、現時点では把握しておりません。学校などの施設訪問において確認し、対応していきたいと答弁がありました。

委員より、子どもと自然をつなぐ地域のプラットフォーム形成事業とは何か。通学合宿での取り組みとなるが、西大路ではどのようなようになるのかの問いに対して、プラットフォーム形成事業とは、子どもたちの体験活動の推進を図るため、地域の関係者が協力して地域の教育資源を活用したり、取り組みを図ることを目的に行う事業である。今回日野町では、地域で取り組まれている通学合宿の中で防災の要素を取り入れ、危機予測や危険回避能力を培うものです。西大路の通学合宿は他の地区とは違い、地区の会議所やお寺を利用して行われるため、まとまって何かをすることは無理だと思われる。非常食の試食など、防災的な要素を通学合宿に取り入れていただければと思っていると答弁がありました。

他に質問もなく、質疑を打ち切り、討論に移りました。他に討論もなく、採決にまた移りました。町長提案どおり可決決定することに賛成の委員の起立を求め、起立全員で、議第56号、平成27年度日野町一般会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決すべきものと決し、12時に閉会いたしました。

以上をもちまして、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 続いて、諸般の報告を行います。

人口減少対策特別委員長 6番、中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** 平成27年第1回人口減少対策特別委員会・地域経済対策特別委員会合同委員会委員長報告をさせていただきます。

去る8月11日午後2時より、第1、2委員会室において、委員全員と議長、執行側より藤澤町長、平尾副町長、今宿教育長、以下関係各課職員の出席のもと、合同委員会を開催いたしました。町長、議長より挨拶をいただき、執行側より日野町人口ビジョン素案と日野町くらし安心ひとづくり総合戦略素案の説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、ロジックを整理されたい。理念段階でのロジックを整理されている。ここに具体策を全部入れてほしい。そうすると、どこが不足するか見えてくる。KPIで人と人をつなぐ場所の創出とある。また、次にページで人と人がつながる場所とある。基本目標と具体施策に同じような目標があるが、2つの違いと関係はどうか。

企画振興課より、KPIの部分は具体的にはマルシェをつくるということ。行政がするということではなく、仕組みができるよう働きかけを行う。人と人がつながる場所は公園のような場所を考えている。日常生活が送れる拠点整備である。

委員より、町内企業への新規学卒就職者比率の目標値30パーセントとあるが、こ

れを達成する具体策はどこにあるのか。また、結婚・出産・子育ての希望をみんな  
で支えてかなえるの基本目標だが、教育も大事な部分である。教育についても言及  
が必要と思うがどうか。

商工観光課より、新規学卒就職者の町内在住者比率について、まず第一は新たな  
働く場所を日野でつくっていただくこと。今年度から創業支援の窓口を置く。日野  
で新たな事業を起こしていただける体制をつくる。新たな工業団地を造成し、そこ  
へ進出していただき、地元雇用を増やしたい。また、日野菜ブランド化による雇用  
増等により、地元雇用を増やしたい。

教育次長より、教育部門については、本年度から経済的困難家庭ももっと学びた  
いという児童・生徒を対象に、チャレンジ教室を開催する予定。学びの環境整備と  
いうことで、土曜日学習とか課外学習のサポートを退職教員のボランティア活動を  
中心に行う。町独自の奨学金制度もあるので、検討課題としたい。

また、委員より、日野は伝統、歴史が多いが、どのように呼び込むかというところ  
が弱いように感じる。知ってもらうことが大切。祭囃子とか雅楽とかは、バック  
アップすれば出張して文化を発信できるのではないか。

企画振興課より、呼び込む方法は情報発信だけではだめ。メディアに取り上げて  
もらうことが大きい。祭囃子交流会には会津へ行ってもらってりしている。関係部  
署と連携し、具体的に検討したい。

委員より、ファミリーサポートセンターの整備とは、具体的にどう計画されてい  
るのか。センターはどこに場所を設けるのか。年齢はどうか。

福祉課より、サポートセンターは子育ての中で親と同居されていない方でちょっ  
とだけ子どもを見てほしいなど、センターで預かるということではなく、援助を受  
けたい人、援助をしたい人のコーディネートをするということがセンターの役割。  
援助をしていただく方のところで預かっていただきたい。年齢で仕切ることはい  
ない。他市町では社会福祉協議会に委託したり、NPOなどさまざまであるが、日野  
ではどれがよいか含めて検討する。

委員より、日野菜関係の意識が高まっている。生産量の増が計画的になされてい  
ない。畑の整備環境も必要ではないか。また、北山の問題はどうか。新しいものが  
考えられないのか。

農林課より、圃場の整備はつくった畑を管理し、増やしていけば、大きな問題と  
は考えていない。野菜の生産者の確保の取り組みで、日野菜の生産量を高めていき  
たい。北山に関しては、開拓事業により、畜産団地とお茶を進めることで現在も農  
地の色づけをしている。現時点では農業以外のものについては現実的ではないと考  
える。

委員より、日野の不満なところで交通の便が多いが、総合戦略の中で対策部分が

ないように思う。ここの取り組みはどうか。また、日野には産婦人科がなくなった。もう一度産婦人科ができないのか。

企画振興課より、公共交通の利用促進という中で、町営バスという部分しかないが、草津線の複線化、琵琶湖京阪奈線も大変厳しく、町営バスの利用促進が限界と感じている。

また、福祉課より、産科は、県内全体で産科医師の不足中であり、県全体で増やしていくという県の医療計画の中で考えていかなければいけない。

委員より、付加価値を生み出すブランド化とあるが、日野、甲賀は薬のまちであり、休耕地で薬草栽培から製薬化ができないか。また、町内の企業との連携をとることで、災害時の協定をされているが、支援体制を強化することを盛り込んではどうか。

農林課より、休耕地で薬草ということだが、永源寺で桑の葉の栽培事例があり、特産品と含めて取り組みたいと思うが、具体的にはとどころまではいかない。

総務課より、防災と企業との連携だが、現在、平和堂、コメリ、ダイフクと防災の応援協定をしている。6つの社会福祉施設と福祉避難所としての協定もしている。書き込み方については検討する。

委員より、現行の計画の充実が中心となっている。戦略の目玉、新しい施策とは何か。

企画振興課より、どれが目玉かと言われると難しい。新しいものは、第2創業の促進が出ている。新しいものが分かるようにしたい。

委員より、資料でもう少し分析されたらいいと思う。地域別の課題を洗い出して、地域で検証する。行政がもっとかかわるべきである。7地区の共通部分が出てきていないのではないか。

企画振興課より、日野地区は区画整理の部分が多い。人口問題研究所で小集落地域の人口動態を調査される。日野も手を挙げて、地域別の調査は行う予定である。

委員より、空き家情報での目標はあるが、空き店舗、空き工場、空き倉庫もあるが、活用されるのもよいと思う。町並み保全推進するならば、町並みを残すよう歯どめをかけられる条例などを考えているのか。

企画振興課より、空き家情報の登録が進んでいないのが現状。空き店舗、空き倉庫などについては、対象としていない。町並み保全は、町並み保全運動をされている団体と連携していく。

議長より、どこにも住宅施策がない。本当に人が住んでもらえる公営住宅、分譲住宅の施策が盛り込まれていない。そして、人を増やそうと言うが、そこはどこか。

企画振興課より、調整区域の中で、次男、三男が住める、また外から来た人もその地域で住んでもらえるような施策も含め、人が増える形を最近の情報によると、

都市計画法も若干緩めの状況に国全体がなっているという情報はいただいている。住宅施策は具体的にどこか示せない中で上げていないとの答弁がありました。

ほかに質疑、意見なく、閉会にあたり町長より挨拶をいただき、午後4時45分に終了いたしました。

以上で、人口減少対策特別委員会・地域経済対策特別委員会合同委員会での報告を終わらせていただきます。

次に、平成27年第4回定例会人口減少対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月18日午前8時59分より、第1、第2委員会室において、人口減少対策特別委員会を開催いたしました。委員全員と議長、執行側より町長、副町長、教育長出席のもと、以下関係職員出席のもと、町長、議長の挨拶をいただき、企画振興課より日野町人口ビジョン（案）と日野町くらし安心ひとづくり総合戦略（案）について、8月11日の合同委員会以降、変更箇所の説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、合同委員会での意見をバランスよく入れていただいた。ロジックツリーが入って分かりやすくなった。KPIの目標値は減らさないことが大切なのか。目指します、図ります、推進しますという言葉を使わないで、やりますと言い切れないのか。

企画振興課より、目標値は最低限の数値で、原課の状況を見て入れている。しますという姿勢の中で、図りますとなっている。全体を見て調整させていただきたい。

議長より、遊休地は何を指しているのか。空き家か行政が利用していない土地なのか。地域で人とのつながりやきずなを育むとあるが、家庭のきずなも大切であると思うがどうか。

企画振興課より、遊休地については、使われていない土地と位置づけた。官民の土地である。移住、定住につながるよう広く捉まえている。家族のきずなについても入れたい。

議長より、町が土地利用を行う場合は、市街化調整区域でもできるが、一般の方にはできない。町が土地を提供して家を建ててもらったりなど、取り組みも必要である。警察署が移転すると空き地ができるが、分譲地とする施策も必要だと思ふとの意見がありました。

委員より、新たな工業団地の確保は考えているのか。工芸職人はどういう方なのか。また、コミュニティビジネスのイメージを教えてください。

企画振興課より、新たな工業団地については、現在民間で動いているところもある。工芸職人については、日野椀や木工、鉄細工などであるが、個人のため情報発信力が弱いので、他団体と連携できればと思う。コミュニティビジネスは米原等先

例地では、高齢者だけの世帯での生活の困りを少額の手数料で支援する仕組みである。高齢化、少子化の課題解決の手段として、地域の有志に立ち上がっていただくことだが、そういった部分を進めていきたい。

委員より、学力に関して、県では小学校、中学校の学力を上げるとしているが、日野町はどうか。スポーツについて、東京オリンピックでは県は事前合宿地を誘致しようとしている。日野はレスリングで優秀な人も輩出しているが、スポーツの拡大はどうか。また、日野町で1日滞在するのは無理である。他市町との連携はどうか。また、今回の総合戦略はこれだというものを教えてほしい。

教育次長より、学力については、点数で判断できるものと、判断できないものがあり、現在、ひのっこ学ぶ力向上プランとして、将来展望を持ち、努力できるゆめ力、規範意識を持ち自分をコントロールできる自分力、他者を尊重し、積極的に人間関係を築こうとするつながり力、学校での授業で積極的に学ぶ学び力の4つの育みたい力として校長会で検討している。

生涯学習課より、県では東京オリンピックやパラリンピック等の事前合宿地の学習会を開催されている。一流選手の姿を子どもたちに見せられる機会として、学習会に参加し、情報収集していきたい。

また、企画振興課より、他市町との連携については、かなり以前より観光については広域で連携して取り組んできた。また、今回の総合戦略ではサブタイトルとして人と人がいきいきと輝くまちとなっており、つながりをメインに考えている。

委員より、氏郷公を訪ねてくる人が多いが、取り入れないのか。氏郷公顕彰会では、酒米の取り組みをしているが、宣伝などはどう考えているのか。

教育次長より、氏郷公顕彰会は民間団体である。顕彰会の取り組みとしては、3市町ゆかりのネットワークで氏郷公の酒づくりに取り組み、氏郷公の名前の宣伝に取り組んでいる。日野で米をつくり、その酒米を会津で醸造し、松阪木綿でパッケージして、来年の日野祭から販売開始予定となっているが、具体的なことはこれから決めていく。民間主導の取り組みであり、町としては宣伝などで支援していく。

委員より、情報発信ではホームページがつけられているが、綿向山を愛する会から発信される方もおられる。町で連携できる部分もあると思うので、協力願いたい。教育については、中学校、高校の連携は今後もしていただきたい。また、介護予防の促進交流サロンは地域の身近なところでコミュニティが図れることが大切。健康づくりの推進として、医療などの関係団体や地域の団体などをつなぐネットワークを盛り込んでどうか。

企画振興課より、ホームページでは、日野祭関係のグループや綿向山を愛する会などとは、日野観光協会とのリンクを通してリンクしているので、直接リンクについては今後検討していきたい。

学校教育課より、中学校と高校の連携は大切である。今年8月に開催した児童会・生徒会サミットでは日野高校生も参加していただいた。今後もさらに連携を図っていきたい。

また、介護支援課より、地域交流サロンについては、設置に向けて取り組みを進める。健康づくりの地域ネットワークについては、地域包括ケアシステムの構築を目指し、医療、介護などの連携、また社会福祉協議会や民生委員などの関係団体とも連携を図っていくとの答弁がありました。

他に質疑、意見なく、閉会にあたり町長より挨拶をいただき、午前9時42分、終了いたしました。

以上で、人口減少対策特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、地域経済対策特別委員長 4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** それでは、これより、平成27年第4回9月定例会地域経済対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

この委員会は、平成27年9月18日午後1時57分から、第1、2委員会室において、委員会側は、委員全員の出席、執行側は町長、副町長、教育長ほか、関係の職員の出席により開催させていただきました。町長の挨拶、議長の挨拶の後、協議に入らせていただきましたが、この委員会では前半を鳥居平のことを中心に企業誘致および工業用地開発のことについて、また後半につきましては、人口ビジョン（案）と総合戦略（案）について意見交換するということで、委員の了解をいただき、前半、後半に分けて意見交換をさせていただきました。

まず、前半につきましては、商工観光課と建設計画課から、それぞれのテーマについて現状についての経過報告をいただき、その後、意見交換に入りました。

最初に、委員から、鳥居平の開発事業者はどの企業なのか。また、第二工業団地の開発地はどの区画なのかという質問がありまして、商工観光課から、鳥居平地先については、東近江市の向茂組、また第二工業団地の開発地は国道沿いの北側の区画をという回答でありました。

さらに、委員からは、鳥居平の工場用地は何区画かという質問がありまして、商工観光課から1区画という回答でした。

さらに、別の委員からは、この鳥居平の開発に関して、周辺の町道などの見通しについて質問がありました。これに対し、商工観光課からは、工場用地の接道である農道を町道として認定済みであるという回答、さらに、委員からは、今回の開発における道路については、管理は町ですが、工事は企業であるということかという確認がありまして、商工観光課から、鳥居平安部居線の舗装補修は町です。それ以外の新規の町の負担はないという回答でした。

さらに、委員からは、周辺整備に関して、町の負担は全くないのかという確認が

ありましたが、建設計画課から、維持管理は町でやるということになるという回答でありました。

さらに、議長からは、企業敷地には幅員9メートルの接道が必要のはずであるが、町道の鳥居平線の幅員は9メートル確保されているのかという質問に対して、建設計画課からは、今回は1敷地1開発であるので、知事認可で6メートルで大丈夫という回答であって、これに対して議長は、工場用地が工場団地へと変更された場合でも、接道要件はそのまま満たせるのかという確認があり、建設計画課からは、現行の開発の内容では、後々に分割することはできないという回答でありました。

さらに、議長からは、その点はしっかり確認しておくことという念押しがあった上で、さらに、環境アセスについて問題はないのかという確認がありましたが、商工観光課からは、今回の開発ではアセスの必要はないという回答でありました。

また、議長からは、鳥居平には一般質問であったように、悪臭の問題がありますので、開発をするにはこうした環境整備もしっかりしておくようにというご意見がございました。

また、副委員長からは、この鳥居平地先の開発について、企業が進出すれば、車の通行量が増えますので、鳥居平の方面へ迂回する車が多くなると。高齢者が多い鳥居平では危険度が増すことになるので、この安全対策を望むという意見がございました。

また、別の委員からは、この第二工業団地の件であります、この開発について北脇への地元説明はあったのかという質問に対し、商工観光課からは、売却先が決まってから説明する予定という回答で。

さらに、委員からは、水質への影響について確認をすることという注文があり、さらには、第二工業団地の開発に関して、町道と国道307号線の交差点は、企業進出によってさらに通勤量が増せば、本格的な改善が必要ではないかという意見がございました。

そして、議長からは、日野町では、市街化調整区域内での地区計画というのはつくられていないが、なぜしないのかという質問がありまして、建設計画課からは、市街化調整区域は、開発を抑制する目的があって、これまで研究も想定もしていないという回答でありましたが、これに対して、議長からは、地区計画を策定することによって、開発が可能になる。具体的に旧日野ゴルフ場の例を出されまして、このような開発を地区計画を受け入れれば開発できるわけで、道路に面して利便性が高い、さらに単価の安い、買いやすい工業用地が開発できると。こうなれば、地元企業も新規企業も進出しやすいし、企業誘致、人口減少対策の観点から、この取り組みについて研究する価値は高いという意見が出されました。

前半の最後に、委員から、県道日野徳原線についての再確認があって、ほかに意

見はなく、暫時休憩を挟んで後半に入りました。

後半につきましては、企画振興課から、人口ビジョン（案）、そして総合戦略（案）について、素案から案への変更の段階での修正箇所を中心にまず説明をいただきました。

その後、意見交換に入りましたが、まず副委員長から、奨学金の貸与枠の拡大を望む意見、そして子どもの医療費の無料化を望む意見が出されました。

これに対しまして、企画振興課からは、医療費無料化につきましては、県への要望活動ということを中心に対応していきたいという回答でありました。また、奨学金に関して学校教育課からは、町での奨学金は条例に基づき、現行無利子で貸与している。これの利用者枠を拡大したいという回答でございました。

さらに、別の委員からは、体験型観光の推進に関して、企業、大学の研修は効果があるのかという質問がありまして、さらに、宿泊施設の問題についても質問がありました。ブルーメの丘との連携、あるいは北山の開発との関連ということについての意見があり、さらには、別の情報発信ということに関しまして、情報発信の推進の情報発信先に世界というのが入っているんですが、この世界をいれている理由は何かという質問がありました。

これに関して、まず企画振興課から、世界を入れた理由については、町内在住の外国人を通じての発信という回答がございました。さらに、宿泊施設であります、企画振興課から、ブルーメの丘の宿泊施設は現在休業状態ですが、グリム冒険の森にもコテージがあって、観光ルート化とあわせて考えていきたいという回答がございましたが、これに対して、委員からは、農村体験だけに偏ってしまうような感じもするので、日野商人の三方よしも含めて人間性をつくるという研修項目を追加していけばどうかというような提案がございました。

また、別の委員からは、今回、総合戦略の目玉は何かという質問とともに、若者の就職相談窓口の整備については、問題がないのかという確認がございました。

まず、目玉は何かという質問に対しまして、企画振興課からは、総合戦略の目玉は、具体的な施策というわけじゃなしに、人と人のつながりをキーワードとする理念というふうに考えているという回答でありました。

また、就職斡旋に関しては、商工観光課からハローワークに確認済みという回答です。

さらに、委員からは、就職斡旋なら、少年センターとの連携でよいのではないのかという質問がありましたが、企画振興課からは、町外の高校には対応できないので、その辺も含めた支援が必要であると考えているという回答でありました。

また、別の委員からは、以前にあったような市民農園のような構想というのはこの戦略にはないのかという質問、さらに別の質問として、介護職の人材不足に対す

る養成というプランはないのかということでありました。

これに対して、まず介護職に関しましては、介護支援課から、介護職の人材確保の具体的施策については総合戦略に盛り込んでいないが、町として、国、県と連携しながら対応していきたいというような回答でした。

さらに、市民農園に関しましては、総合計画では掲げてあるんだけど、今回の総合戦略では体験型観光という推進の中に含まれているという企画振興課の回答でございました。

それから、別の委員からは、この総合戦略でなかなか目に見えるものがないと、でき上がりの姿が目に見えにくいというような質問がありまして、これに対して、企画振興課からは、国の地方創生施策は目に見えるものだけを対象にしているわけではなくて、特に日野町版の総合戦略では、人口減少という課題に対していかに町を魅力あるものにするか、その取り組みをいかに知ってもらおうかということがポイントの中で、守るべき点は守る、変えるべき点は変えるということであるので、なかなか目に見えない施策ということになりにくい部分があるというような回答でございました。

これに対して、委員からは、この総合戦略によって、町民が変わって、よくなったと実感できるように期待する、希望するというような意見がございました。

そして、意見交換の最後に、委員長からは、今回の総合戦略を実践するためには、役場全体のマネジメントとそれによって可能になるダイナミズム、この2つが重要ですねということをお願いして、このダイナミズムは国が考えるような新自由主義的なものではなく、全く別の意味でダイナミズム、つまり世の中の住民の価値観を変えるというような取り組みが必要ですねということをお願いしました。それなりの覚悟と度胸も必要でありますし、ただ、この総合戦略は立案した限りは必ず実行しなければならないというものであるので、どうかマインドを少しずつ変えながらチャレンジして行ってほしいというふうに意見を申し上げました。

そして、各年度の数値目標につきましては、明記する必要はないが、各課で作成して持ってほしいと。さらに議会とも情報を共有するという意味で、議会にも報告してほしいという要望を出し、これに対して、企画振興課からは、まず総合戦略は大きな覚悟を持ってやると。数値目標については各課で共有を検討し、議会へも報告するという回答をいただきました。

ほかに意見もなく、町長の挨拶をいただき、16時07分にこの委員会を終了させていただきました。

以上をもちまして、地域経済対策特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 以上をもって各委員長の報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時15分から再開いたします。

－休憩 10時57分－

－再開 11時15分－

**議長（杉浦和人君）** それでは、再開いたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－な し－

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、総務常任委員会で議論されました請願第3号の所得税法第56条の廃止を求める意見書の請願につきまして、委員長報告は不採択でありました。私は委員長報告に反対し、請願に賛成する立場で討論を行いたいと思います。

地方経済に貢献しております中小零細業者における家族従業者の働き分は、所得税法第56条、配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない、これは条文に載っているわけであります。これにより、税法上、経費として認められておりません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者は86万円、配偶者以外の家族は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得と見なされ、社会的にも経済的にも不安を抱え、後継者不足にも拍車をかけている状況におかれているわけであります。税法上では青色申告をすれば、働き分を経費にすることができますが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体、矛盾しているわけであります。

そもそも所得税法第56条が必要な理由に、企業と家計とが十分に分離されていないことが言われておりました。しかし、同じ個人事業であっても、青色申請を選択された場合には、その特典として、給料を必要経費とすることを認めております。それは、帳簿書類を基礎とした正確な申告を徹底されることにあったわけであります。それ以後、国はその後2014年1月からは青色、白色を問わず、全ての事業者にも帳簿の記帳が義務づけられているわけであります。まさに誰もが記帳する時代となっており、家族経営を特別に差別する根拠はまさに崩れ去っているわけであります。

世界的に目を向けるならば、アメリカとかドイツ、フランス、さらにはイギリス、韓国、オランダなど、世界の主要国では自家労賃を必要経費として認めており、家族従業者の人格や人権、労働を正当に評価しているわけであります。まさにそういった点から見るならば、日本は後進国と言えるものではないでしょうか。

そこで、税法上や民法、労働法、社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止することは当然必要であると思っているわけであります。よって、この請願に賛成し、委員長報告に反対する立場での討論を終わりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論。

4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** 私からは、委員長報告に賛成し、そして請願の原案に反対する意見を申し述べたいというふうに思います。

もともと現行の個人所得税制は戦後すぐ、昭和24年であります。占領下の政策の中でのシャープ勧告によって今の基本ができたものです。請願にある56条もそのときからできているものであります。その当時の日本の個人事業者の実態というのは、家制度という慣習が根強く残ってしまっていて、家族の収入はみんなお金は一本という感覚で、家計と商売のお金の分離もできていない、ましては家族に給料を払うという発想もないし、全体的にもどんぶり勘定で帳面というのもきっちりつけていないというのが実態でありました。ただ、それでもアメリカ、あるいはそのほかの先進諸国のように、日本もきちっと帳簿をつけて、その上で家族に対する従業員も対価として給与を払うべきだろうという考えが示されたわけでありますが、なかなか日本の根強い慣習というのはすぐには直らないだろうということから、これまでの日本の風習どおりの、家族にはなかなか給料も払わないだろうし、その経費も認めないということをして56条の基本に置いた上で、ただ、自分はきちんと帳面もつけますよと、帳簿も残しますよということをして名乗り上げてもらった人については、青色の申告書で申告してもらおうというのが青色申告制度、その中に、そういう申請をしてもらった人には、家族に対する給与も経費として算入することを認めましょうという青色専従者給与という制度が56条の次に57条でセットで書いています、56条、57条はセットの条文みたいなものなんですけども、というのが始まりでありました。ただ、その後、パソコンの普及によって、誰でも帳簿がつけられる環境が整いました。もともと複式簿記を要求されているわけでもありませんので、それほど難しい簿記の知識が要るわけでもありませんし、さらには、先ほど對中議員からもありましたように、昨年からは白色申告者であっても記帳の義務化がなされまして、帳簿の保存ということも義務化されました。さらには、決算書ではないけども収支内訳書という提出も求められておりますので、そういう意味ではここ近年につま

しては、従来のように青色申告と白色申告の義務の差というのはかなり縮まっています。そういう意味で請願であったように、私もいつかこの56条が廃止になればいいなとは思っているんですが、まだそれでも、今申し上げたような歴史経緯と、それから法的な整合性を考えて場合、56条だけを廃止するというのはやっぱり難しいかなというふうに思っています。つまり、ほとんど全ての個人事業者が自分が帳面がつけれるようになりまして、記帳ができるようになりましてということで、青色申告をしてもらって、その状態になればもはや青色申告制度の役割は終わった、そういう意味では56条も57条も合わせて意味がなくなったという形にして56条を廃止するのが本筋だろうと、こう私は思っています。そういう意味で、今回の請願に対して、委員長報告を賛成し、さらには請願の原案を反対する討論とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第54号から議第58号まで、および議第68号から議第69号まで（日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の制定についてほか6件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますがご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第54号から議第58号まで、および議第68号から議第69号まで（日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の制定についてほか6件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第54号から議第58号まで、および議第68号から議第69号まで（日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の制定についてほか6件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて、請願第3号、国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

本請願書に対する委員長報告は不採択であります。したがって、原案に対する採決をいたします。請願第3号、国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書について、原案のとおり採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

－起立少数－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立少数であります。よって、請願第3号、国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書については、不採択と決しました。

日程第2 議第71号、日野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、議会運営委員長の提案理由の説明を求めます。

11番、東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** それでは、日程第2 議第71号、日野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。本件につきましては、全国町村議会議長会が定める標準町村議会会議規則の一部改正に伴いまして、改正しようとするものでございます。これは、議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものでございます。議員各位のご理解とご賛同を賜りますようお願いいたします。

以上で提案説明とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－なし－

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－なし－

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

議第71号、日野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第71号、日野町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することといたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は、議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告をお願いいたします。

日程第4 委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続審査ならびに継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに継続調査とすることにご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会、人口減少対策特別委員会および地域経済対策特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、引き続き設置いたします。閉会中の調査をお願いいたします。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

**町長（藤澤直広君）** 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月も残すところ3日となり、吹く風も涼しく感じられる季節となってまいりました。

議員の皆様方には、9月2日の開会日以降、提案いたしました案件につきまして、慎重なご審議を賜り、決算を除く全議案、可決承認いただき厚くお礼申し上げます。

また、条例改正を承認いただきました日野幼稚園鎌掛分園の閉園についてでござ

いますが、来年度から閉園することとし、保育所あおぞら園鎌掛分園として開園することとなります。しっかりと準備を整えて、対応をしてまいりたいと考えております。

また、地方創生関連を含む補正予算の執行につきましても適正に実施してまいりたいと考えております。

また、平成26年度の各会計決算につきましては、決算特別委員会で継続審査をいただくこととなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、9月20日に突然の訃報が届きました。日野町公平委員会の委員を務めていただいております鎌掛の畑野公夫様が亡くなられ、24日に葬儀がとり行われたところでございます。畑野様は今日まで、日野町体育協会などでも活躍をいただき、当町において多大なご貢献をいただいております。この場をおかりしまして、ご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

さて、今年は盆以降、天候不順が続いたところでございます。9月9日に襲来いたしました台風18号では、日野町にも大雨警報、土砂災害警戒情報が発表され、熊野、平子、西明寺、鳥居平に避難勧告を発令するに至りました。幸い人的被害はありませんでしたが、浸水1カ所、道路河川など35カ所、合計36カ所の被害報告を現在把握しているところでございます。今後は適切に復旧、復興に取り組んでまいりたいと思っております。

また、今回の台風などの影響で関東、東北においては、土砂災害警戒情報に加え大雨特別警報が気象庁から発表され、50年に一度しかないと言われる大きな災害が起きました。常総市鬼怒川堤防が決壊したのは記憶に新しいところでございます。災害に遭われた皆様、現在も避難されている方々にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を願っているところでございます。

10月は台風シーズンでもございます。町といたしましても引き続きしっかりと気を引き締めて、リスクの回避に努めてまいりたいと考えております。

さて国政では、安保法案が先の国会で可決をされました。日野町議会においては、法案に対して強行採決しないことを求められたところではありますが、その思いが国政に聞き入れられなかったことは残念であります。

しかしながら、小さな子どもの手を引いて若いお母さんたちが国会議事堂前に集まり、この子を戦場に送らないという声を上げ、高校生や大学生が戦争反対、憲法守れとパレードし、マスコミ、各法曹界をはじめ各界各層、世代を超えて今も反対の世論が広がっているところでございます。

歴代政府は、憲法9条の範囲内として日本が攻撃を受けた場合のみ個別的自衛権を認め専守防衛を原則としてきました。そして、集団的自衛権は、日本が攻撃されないのに他国を先制攻撃するものであり憲法上認められないとしてきたところでご

ざいます。こうした政府見解を変える今回の安保法制は、憲法違反であり、立憲主義に反するものと最高裁長官や内閣法制局長官の経験者など、ほとんどの学者、法曹界が反対をされております。

戦後70年の年、先の戦争で多くの国民とアジアの諸国に大きな犠牲を強いた歴史を反省し、平和国家として歩んできたこの国の歩みを今後もしっかりと貫かなければならないと、このように思います。

10月18日には、田上富久長崎市長をお招きし、日野町から平和をの願いを込めた講演会を開催いたします。多くの皆さんに参加をいただければと思っております。

9月は敬老月間でございます。現在、日野町の100歳以上の方は19名いらっしゃいます。各地区の敬老会にも出席させていただきましたが、どの会場でも各種団体の協力のもとで、コーラスをはじめ色々な余興などで楽しい時間を計画いただき感謝をいたしております。

9月23日には、蒲生氏郷公ゆかりネットワーク宣言を締結しております会津若松市において、会津まつりが行われ、杉浦議長様、平尾副町長に参加いただきました。今年も、日野祭曳山囃子方交流会と日野町商工会手作り甲冑隊の皆さんが祭りに参加をされ、日野祭のお囃子が流れる中、会津、松阪、日野の甲冑隊が蒲生氏郷公の一陣として歩く総勢500名の行列は、いつも以上に見応えがあったと聞いております。

今年の5月から蒲生氏郷公にゆかりのある一町二市始まりました純米大吟醸『氏郷公』はぐくみプロジェクトも進んでおります。日野町のお米で会津の酒をつくっていく、こういうプロジェクトについて無事に米が収穫できることを祈りたいと考えております。

秋の深まりとともに、町内においても各地区で運動会や文化祭など多彩な行事が町民の皆さんの手により開催をされるところでございます。また、来る10月11日はスポーツ天国の日、10月24日、25日は、氏郷まつり「秋の陣」、11月10日には、ふれあい綿向山デーが実行委員会により企画していただいております。住民の皆さんをはじめ、議員各位のご支援とご協力をよろしく願いいたします。

結びになりましたが、議員各位おかれましては、公私ともご多用のことと存じますが、健康には十分ご留意をいただきまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でのご活躍を心からご期待申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 去る9月2日から本日まで、提出案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

台風や大雨、異常気象が続く危惧したこの夏も終わり、ようやく秋の季節を感じるようになってまいりました。先日も小学校の運動会が開催されましたし、秋といえばスポーツの秋、また芸術の秋、読書の秋でもあります。

議員各位におかれましては、ますます自己研さんに努められ、町政発展のためにご奮闘をお願い申し上げますとともに、各地域で開催されます多くのイベントにも多く参加され、住民の皆さんとの対話の機会を持たれることを切に望みます。くれぐれもご自愛いただき、住民福祉の向上のために、議会活動にご精励をいただくことを心からお願い申し上げます。本日はこれをもって会議を閉じ、平成27年第4回定例会を閉会いたします。

一同起立。礼。

— 起 立 ・ 礼 —

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでございました。

— 閉会 11時38分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 奥平 英雄

署名議員 東 正幸